

社会福祉法人岩内町社会福祉協議会

役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人岩内町社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(役員等の報酬)

第2条 本会の役員等の報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等が、その職務のため法人業務を行う場合、次のとおり費用を弁償する。ただし、事務局長等の職員が役員の場合は支給しない。

①費用弁償の額 日額 2,200円

2 交通費の実費が前項の費用弁償額を超える場合は、本会旅費日当支給規程に基づき、旅費を支払うことができる。この場合、前項の費用弁償は行わない。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の議決を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。